

所管部課	総務部職員課	部長	矢吹 勇一		
件名	東大和市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部				
	を改正する規則について	区分	○	1 審議事項	2 報告事項
関係事項	条例規則				
	部課機関				
<p>1. 要 旨</p> <p>(1) 改正理由</p> <p>東大和市職員の昇任試験等実施規則の一部改正に伴い、東大和市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正を行う。</p> <p>併せて、特別昇給及び学歴免許等の資格について、一部改正を行う。</p> <p>(2) 主な改正内容</p> <p>①特別な場合の昇給に関する規定について、東京都に準拠した規定に改める。</p> <p>②東大和市職員の昇任試験等実施規則の一部改正にあわせて、課長職昇任選考の対象者の要件を、職務の級が3級（主査級）の経験年数を5年から3年に短縮する。</p> <p>③大学入学資格検定制度の改正に伴い文言を修正する。</p> <p>(3) 施行日</p> <p>令和6年11月1日</p>					
2. 経 過（現時点に至るまでの経過）					
総務課による事前審査済					
3. 留意事項（問題点等）					
4. 主管部処理案（検討結果等）					
庁議における審議終了後、速やかに改正手続を進めたい。					
5. 審議結果					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。